

群馬公嘱だより | vol.51

発行／公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 Phone:027-252-2802
発行責任者／黒澤一久 編集委員／小野寺昭人、須田重一、青木多佳久、中山雅之

理事長報告



理事長
黒澤一久

社員の皆様におかれましては、日々、協会の運営に対しまして、多大なご協力を戴きまして誠に有難うございます。

又、各々の調査士業務におかれましても、ご活躍の事とお慶び申し上げます。

今年は、早い時期から台風の影響による豪雨の被害が各地で発生している報道がされておりますが、皆様の区域ではお変わりはありませんでしょうか。

災害の復旧の為の嘱託業務が増加する可能性も予想されますので、又皆様のご協力をお願いすることもあるかと思いますが宜しくお願い申し上げます。

さて、法務局発注の平成26年～平成27年度の法務局備付地図作成作業は、事前調査が終了後、皆様のご協力による一筆地立会業務も概ね完了しつつありますが、二次立会や三次立会が必要なヶ所も残っておりますので、筆界未定地を極力少なく出来る様、現場に携わっていただいている方々には努力して戴いているところです。

又、今年も平成27年～平成28年度の法務局備付地図作成作業が発注されることと思いますが、発注作業区域の皆様には特に、全面的にご協力を戴くこととなりますので、宜しくお願い申し上げます。

この報告が、「群馬公嘱だより」を介して皆様にお届けできる頃には、受注の結果が出ているものと思いますので、後に理事会等を通じてご報告申し上げたいと思います。

群馬県発注の嘱託登記業務については例年のとおり当協会が全面受注を受け、報酬についても、前年に引き続き今年度は7.1パーセントの引き上げが決定致しました。

又今年、県当局の立入検査において、ご指導を戴いたなかで、緊急を要する件につきまして今年度の定時社員総会においてご承認戴きましたが、その他諸規則等について整備すべき事項がありますので、7月1日開催の理事会において「規則委員会」を設置することに決定いたしまして、規則整備の具体的作業を行って戴き、規則の充実に努めて参りたいと考えております。

今後とも公共業務への積極的な関与・参加を宜しくお願い申し上げます。

社員の皆様のご健勝と業務のご発展をご祈念申し上げます。理事長報告と致します。



平成27年度(第3回)定時総会議事録

公益社団法人 群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

- 1 日 時 平成27年5月22日(金)
午前10時
- 2 場 所 前橋市大手町1-9-7
「群馬ロイヤルホテル」
- 3 社員の現在数及び出席社員数
社 員 数 186名
出席社員数 159名
(出席者78名、委任状出席者81名)

4 開催目的・審議事項

- (1)平成26年度会務並びに事業報告について
- (2)平成27年度事業計画について
- (3)平成27年度収入支出予算について
- (4)諸規則の一部改正について
- (5)平成26年度収入支出決算承認について
- (6)任期満了に伴う役員の選任について
- (7)監事の報酬額及び報酬等の支給基準について
- (8)その他の件について

5 議事の経過及びその結果

司会者 平成27年度群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会定時総会の司会を担当する前橋区域の青木多佳久と安中区域の中山雅之である旨を述べ、開会のことばを小野寺副理事長に願う。

開会のことば(小野寺副理事長) 平成27年度(第3回)定時総会を開会する旨を述べる。

司会者 次に理事長挨拶を黒澤理事長に願う。

黒澤理事長挨拶(要旨) 本日はご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。公益法人となり2年が経過しました。日頃より協会運営に対しまして、皆様には多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。この場をお借りし、心から感謝申し上げます。

さて、26年度から27年度の高崎地区の14条地図作成業務は皆様のご協



力のもと順調に進んでおり、まもなく実施調査がありますので、その際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。また、群馬県発注の嘱託登記業務においても当協会が全面受託をしており、報酬につきましても今年度は7.1%の値上げをしていただきましたので、ご報告申し上げます。そして、今年1月には県当局の公益法人に係る立入検査が実施され、その際、いろいろと指導等をいただきました。このため、今総会の議題にあたりましても諸規則の改正等が記載されています。このことによって、前回の総会と記載の異なる部分もございます。まず、報告第2号(27年度事業計画)、3号(27年度収入支出予算)については、定款の規定によって、理事会で承認し総会に報告することとなっております。また、諸規則の改正については、理事会で承認をいただき、これを総会に報告し、なおかつ承認をいただくこととなっております。この承認は議案第4号その他の件において、お願い申し上げることになります。また、今回は任期満了に伴う役員の選任がございます。役員選任の議決方法として、前回は役員候補者全員を一括承認でお願いしましたが、今回は県の立入検査で指導いただき、役員候補者一人ひとり承認をお願いする

方法で行いますので、時間が掛かるか
と思います。そして理事が選任された
後、従来はこの総会の中で理事長、副
理事長、常任理事を選任する理事会を
新理事により開催していましたが、総
会が終了しないと新理事の権能が発生
しないと指摘されておりますので、総
会が終わってから理事会を早急に開催
し、理事長以下の執行役員を選出し、
皆様にご報告という形となります。

そのようなことで、今総会は時間が
掛かると思いますので、皆様のご協力
をいただきましてスムーズに何とか時
間内で終了できますよう、よろしくご
協力をお願いしまして、挨拶といたし
ます。

司会者 議長の選出について、出席社員にそ
の選出方法を諮る。

(司会者一任の声)

司会者一任の声により、他に異議の
ない事を確認のうえ、議長団に前橋区
域 茂木義行と高崎区域 吉田 勤の両
社員を指名した。

議長(茂木義行・吉田 勤) 議長就任の挨
拶を述べる。

次に、本日の総会は、定款第13条
の規定に基づくもので、同第17条に
より決議を必要とする重要事項ばかり
である旨を述べるとともに、議事録署



名者に

前橋区域 森 秀 美

高崎区域 横 田 拓

の両社員を指名し、書記に

前橋区域 木 村 孝

高崎区域 白 川 直 樹

を、指名する。

議長 次に、本日の出席社員数を報告する。

社員総数 186名

出席社員数 78名

委任状提出社員数 81名

合 計 159名

よって、総会成立に必要な社員出席
者数が過半数を超えていることを告げる。

議長 これより、報告事項に入る旨を告げ、
報告第1号『平成26年度会務並びに
事業報告について』、報告第2号『平
成27年度事業計画について』、報告第
3号『平成27年度収入支出予算につ
いて』、報告第4号『諸規則の一部改
正について』の説明を執行部に求める。

須田総務部長 『平成26年度会務並びに事業
報告について』を議案書に基づき説明
を行う。

岡本業務部長 『平成26年度公共嘱託登記契
約状況と平成26年度公共嘱託登記受
託状況』及び『平成27年度事業計画に
ついて』を議案書に基づき説明を行う。

小須田経理部長 『平成27年度収入支出予算
について』を議案書に基づき説明を行う。

小野寺副理事長 『諸規則の一部改正につ
いて』を議案書に基づき説明を行う。

議長 説明並びに報告が終了した旨を告
げ、質疑その他の意見のある社員は所
属・氏名を告げて、簡潔に要領よくま
とめて発言するよう求める。

議長 石井社員より事前に質問を受けてい
ることを告げ、石井社員に質問事項に
ついて説明を求める。

桐生区域 石井満夫社員

議案書2頁「公嘱協会社員数調べ」
内訳の平成26年度中の退会者12名の
退会原因別人数を知りたい。次に、公
嘱協会発足から現在までの年度別社員
数・入会者数・退会者数を教えて欲しい。

小野寺副理事長 退会者12名の内訳は、廃
業による退会が4名、死亡による退会
が1名、その他が7名である。年度別
社員数・入会者数・退会者数は、その
都度総会議案書で報告しているので、

報告は控えたい。

桐生区域 石井満夫社員

議案書 14 頁、平成 27 年度収入支出予算について、2 事業活動支出の事業費の業務処理費 予算額 101,100 千円を平成 27 年 4 月 1 日現在の社員数 187 名で単純割算すると 1 人当たり 540 千円になる。業務処理の割当てのない社員がいるが、この 1 人当たり 540 千円はもっと上がると思うがどうか。

小野寺副理事長 業務処理の割当てのない社員数により単純割算 1 人当たりの金額は変動する。

議 長 この他に質疑等がないので報告事項を終了し、議事に入る旨を告げる。
(議長交替)

議 長 議案第 1 号『平成 26 年度収入支出決算承認について』の説明を執行部に求める。

小須田経理部長 『平成 26 年度収入支出決算承認について』を議案書に基づき説明を行う。

議 長 説明終了後、本件については、監事が監査を実施しているので、伊藤監事より監査結果の報告を求める。

伊藤監事 定款第 39 条の規定により、平成 27 年 4 月 22 日、期末監査を行ったが、予算は適正正確に処理されており、業務の執行も適正であった旨の報告をする。

議 長 説明並びに報告が終了した旨を告げ、質疑その他の意見のある社員は所属・氏名を告げて、簡潔に要領よくまとめて発言するよう求める。

議 長 石井社員より事前に質問を受けていることを告げ、石井社員に質問事項について説明を求める。

桐生区域 石井満夫社員

議案書 20 頁、平成 26 年度収入支出決算承認について、収支計算書の 2 事業活動支出、事業費の業務処理費 決算額 103,852 千円を平成 26 年 4 月 1 日現在の社員数 196 名で単純割算すると 1 人当たり 592 千円になる。次に、

平成 26 年度で業務処理を行っていない社員は何人か。次に、業務処理を行った社員の上位 20 人の金額と区域を表にして配布願いたい。次に、業務処理を行っていない社員がいるとすれば公正・公平の原則に反する。法の下の平等に反すると思うがどうか。次に、業務の配分に関する原則に違反していないか伺いたい。

小池副理事長 業務処理を行っていない社員は 35 名である。次に、業務処理費の上位 20 人の金額と区域の件は、各社員がいろいろな業務を行っている。平等に同じような処理をし、同じような報酬を得ている訳ではないので、個別なものを単純に上位順に公表することは該当する者の業務に支障をきたすので、表の配布はもちろん報告もしません。次に、法の下での平等云々は、各社員の受け入れ態勢にいろいろな事情もあり、その状況に応じての平等であって、ただ単に 3 人いるから 3 人が同額に相当するものではない。次に、配分の原則の件は、今の説明と同様であり、事務所の受け入れ態勢であるとか、発注者側の事情であるとか、そういうことで先ほどの件と同様に同じような配分は、決して公正な配分とは言えない。

議 長 この他に質疑、意見等がないようなので、採決に入る。議案第 1 号について、賛成の社員の挙手を求める。

(挙 手 多 数)

議 長 挙手多数。よって、議案第 1 号は原案どおり可決承認された旨を告げる。

議 長 次に、議案第 2 号『任期満了に伴う役員を選任について』の審議を求め、執行部の説明を求める。

須田総務部長 定款第 20 条第 1 項の規定により、選任する役員は理事 16 人、監事 2 人であることを説明する。

議 長 執行部の説明終了を告げると共に、選考委員会を『まゆだま』にて開催する旨を告げ、各区域推薦の選考委員名

を読み上げる。

前橋区域	森	秀	美
	木	村	孝
伊勢崎区域	古	澤	亮
桐生区域	福	田	保
太田区域	前	原	雅 宏
高崎区域	金	井	安 弘
	白	川	直 樹
藤岡区域	臼	井	弘 幸
富岡区域	井	上	正 明
安中区域	木	村	正 昭
沼田区域	高	橋	伸 司
吾妻区域	古	藤	充 昭
渋川区域	萩	原	澄 之
館林区域	太	田	雅 仁

以上の委員により、選考委員会を開催するので、暫時、議事を休憩する旨を告げる。

議 長 議事を再開する。

(選考委員長、選考結果を議長に渡す。)

議 長 選考された理事及び監事候補者を発表(報告)する。

始めに、理事候補者

前橋区域	青	木	多佳久
伊勢崎区域	徳	江	正 幸
桐生区域	水	出	英 和
太田区域	富	田	道 男
高崎区域	糸	田	延次郎
藤岡区域	藤	田	耕 司
富岡区域	武	藤	政 尚
安中区域	中	山	雅 之
沼田区域	須	田	重 一
吾妻区域	倉	田	進
渋川区域	小	池	隆
館林区域	鳥	羽	正 人
高崎区域	小野寺	昭	人
高崎区域	小須田	上	司
前橋区域	岡	本	芳 行
藤岡区域	黒	澤	一 久

次に、監事候補者

伊勢崎区域	伊	藤	哲 夫
高崎区域	吉	井	丈 敏

以上のとおりである旨を告げ、定款第17条第3項の規定により、候補者ごとに理事及び監事選任について、賛成の社員の挙手を求める。

議 長 各候補者全員、挙手多数。よって、



議案第2号は報告のとおり可決承認された旨を告げる。

なお、定款第20条第2項による、理事長、副理事長、常任理事を選定する理事会を総会閉会後に開催することを告げる。

議 長 次に、議案第3号『監事の報酬額及び報酬等の支給基準について』の説明を執行部に求める。

小野寺副理事長 『監事の報酬額及び報酬等の支給基準について』を議案書に基づき説明を行う。

議 長 説明が終了した旨を告げ、質疑その他の意見のある社員は所属・氏名を告げて、簡潔に要領よくまとめて発言するように求める。

議 長 質疑、意見等がないようなので、採決に入る。議案第3号について、賛成の社員の挙手を求める。

(挙 手 多 数)

議 長 挙手多数。よって、議案第3号は原案どおり可決承認された旨を告げる。

議 長 次に、議案第4号『その他の件について』執行部に説明を求める。

小野寺副理事長 報告第4号『諸規則の一部改正について』のうち、「理事報酬に関する規則」を除く、「監事報酬に関する規則」、「入会金及び会費に関する規則」、「役員選任規則」について、総会の承認をお願いする。

議 長 説明が終了した旨を告げ、質疑その他の意見のある社員は所属・氏名を告げて、簡潔に要領よくまとめて発言するように求める。

議 長 質疑、意見等がないようなので、採決に入る。議案第4号について、賛成の社員の挙手を求める。

(挙 手 多 数)

議 長 挙手多数。よって、議案第4号は原案どおり可決承認された旨を告げる。

議 長 その他に執行部からの提案・説明等の有無を確認するが、無いようなので、以上で本日の議事が全部終了したことを告げ、退任の挨拶を述べる。

閉会のことば(小池副理事長) 閉会のこと

ばを述べる。

以上をもって、平成27年度(第3回)定時総会の議事全部を終了したので、午前11時22分閉会した。

上記議決を明確にするため、定款第18条の規定により、議長及び議事録署名者これに署名押印する。

平成27年5月22日

議 長 茂 木 義 行 ㊟

議 長 吉 田 勤 ㊟

議事録署名者 森 秀 美 ㊟

議事録署名者 横 田 拓 ㊟

◆ 公嘱協会 会務報告 (平成27年4月1日～平成27年8月31日) ◆

月 日	曜日	事 項
平成27年 4 4	土	関プロ協会 第29回臨時総会 PM2:00～ 貸会議室プラザ八重洲 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長
7	火	平成27年度公開シンポジウム実施に伴う打合せ会 PM1:00～ 調査士会会議室 堀越会長、柳澤副会長、戸所常任理事(本会)、黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長 議題1 シンポジウムの進め方について 2 その他
9	木	国土交通省高崎河川国道事務所 入札打合せ会 AM10:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長
10	金	前橋地方法務局 新局長等着任に伴う表敬訪問 AM10:00～ 法務局 本会役員4名、黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長
14	火	県関係 登記事務単価契約書提出 伊勢崎・桐生・太田・館林各土木事務所、太田市役所・新田支所、東部農業事務所 長谷川理事長、佐藤事務局長(司法書士会)、小野寺副理事長、城事務局長
16	木	県関係 登記事務単価契約書提出 高崎・安中・富岡・藤岡各土木事務所、富岡市役所、西部農業事務所、住宅供給公社 仁井田副理事長、佐藤事務局長(司法書士協会)、黒澤理事長、城事務局長

4	17	金	水資源機構 一般競争参加資格審査申請書提出(さいたま市)
	20	月	第1回常任理事会 PM2:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長、小須田・岡本各常任理事 議題1 総会議案書の確認及び理事会の対応について 2 その他
	21	火	県関係 登記事務単価契約書提出 前橋・渋川・沼田・中之条各土木事務所、中部農業事務所、ハッ場ダム水源地域対策事務所 中之条町役場 関本副理事長、佐藤事務局長(司法書士協会)、小池副理事長、城事務局長
	21	火	国土交通省高崎河川国道事務所 嘱託登記業務入札書提出
	22	水	第1回監査会 AM10:30～ 調査士会会議室 矢口・伊藤各監事、小野寺・小池各副理事長、小須田常任理事 監査事項1 平成26年度業務執行並びに会計等の監査について 2 その他
4	24	金	第1回理事会 AM10:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長、須田・小須田・岡本各常任理事 青木・中山(雅)・糸田・藤田・反町・福田・井上・中山(輝)・神山各理事、伊藤監事 議題1 第3回定時総会の開催について 2 諸規則の一部改正について ・理事報酬に関する規則 ・監事報酬に関する規則 ・入会金及び会費に関する規則 ・役員選任規則 3 総会議案書について 4 理事候補者の承認について 5 その他
	24	金	国土交通省高崎河川国道事務所 嘱託登記業務開札・不落 AM11:30～ 高崎河川国道事務所 功刀事務官(高崎河川)、城事務局長
	30	木	水資源機構群馬用水管理所へ一般競争参加資格確認申請書提出
	12	火	定時総会運営事前打合せ会 PM2:00～ 調査士会会議室 吉田・茂木各社員、青木理事、黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長 須田・小須田・岡本各常任理事 議題1 定時総会運営等の打合せについて 2 その他
	13	水	水資源機構群馬用水管理所 一般競争参加資格確認通知

5	20	水	定時総会事前打合せ会 PM2:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長、吉田・茂木各社員 議題1 定時総会への質問事項の対応について 2 その他
	22	金	公益社団法人第3回定時総会 AM10:00～ 群馬ロイヤルホテル 社員数 186 名、出席社員数 159 名(内、委任状提出者 81 名)
	22	金	第2回理事会 AM11:25～ 群馬ロイヤルホテル 黒澤・小野寺・小池・須田・小須田・岡本・青木・徳江・水出・富田・糸田・藤田・武藤・中山・倉田・鳥羽各理事、伊藤・吉井各監事 議題1 理事長の選任について 2 その他役員の選任について
	27	水	水資源機構群馬用水管理所 嘱託登記業務入札書提出
	30	土	平成 27 年度司法書士会定時総会及び司法書士協会通常総会 PM5:30～ 群馬ロイヤルホテル 黒澤理事長
6	2	火	水資源機構群馬用水管理所 嘱託登記業務開札・落札・委託契約締結 AM10:30～ 群馬用水 大岩主幹(群馬用水)、城事務局長
	2	火	全公連 第 30 回定時総会及び第1回研修会 PM1:30～ 東京「ホテルメトロポリタンエドモント」 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長
	3	水	AM9:00～ 研修会「公嘱の頑張りと可能性が土地家屋調査士の未来」
	3	水	定時総会議事録押印 総会議長、議事録署名人
	5	金	役員変更に伴う登記申請書提出
	9	火	公開講座事前打合せ会 PM4:00～ 調査士会会議室 本会役員 11 名、黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長、須田・小須田・岡本各常任理事 議題1 公開講座の事前打ち合わせについて 2 その他
	15	月	正副理事長打合せ PM4:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長
	22	月	第2回常任理事会 PM2:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長、須田・小須田・岡本各常任理事 議題1 担当理事の業務分担について 2 規則委員会の設置について 3 その他

6	26	金	平成 27 年度公開講座 PM1:30～ JAビル 出席者数 284 名 演題:「管理放棄不動産と市民生活」(講師:東京財団研究員兼政策プロデューサー 吉原祥子氏) 演題:「県土の有効活用に向けて」～行政の取り組み～ ① 空家等対策の推進における特別措置法とは (県土整備部住宅政策課) ② 耕作放棄地の現状及び発生防止と解消対策について (県農政部農政課構造政策室) ③ 森林地域における土地問題(管理放棄や土地境界など)の現状と対策について (県環境森林部林政課)
	29	月	法第14条地図作成作業(高崎)一筆地立会い(～8/6) 3班編成(1班 調査士4名、法務局職員)
	30	火	群馬県へ事業報告等書類提出
7	1	水	第3回理事会 PM2:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長、須田・小須田・岡本各常任理事 青木・徳江・水出・富田・糸田・藤田・武藤・中山・倉田・鳥羽各理事、吉井監事 議題1 担当理事の業務分担について 2 規則委員会について 3 その他
	13	月	第1回広報編集会議 PM2:00～ 調査士会会議室 小野寺副理事長、須田常任理事、青木・中山各理事 議題1 公嘱だよりの編集について 2 その他
	26	日	関プロ協会 理事長会議 PM2:00～ 全公連会議室 黒澤理事長 報告事項1 各協会近況報告 2 全公連からの報告 議題1 関プロ第30回通常総会 2 その他
8	11	火	前橋地方法務局 登記所備付地図作成作業(前橋)入札説明会 AM10:00～ 法務局会計課 藤生用度係長(法務局)、黒澤理事長、齋藤(前橋)区域長
	12	水	平成 27・28 年度登記所備付地図作成作業(前橋)の入札に関する打合せ PM2:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長、岡本常任理事、齋藤(前橋)区域長、青木理事
	25	火	平成 27・28 年度登記所備付地図作成作業(前橋)の入札に関する打合せ PM2:00～ 調査士会会議室 黒澤理事長、小野寺・小池各副理事長、岡本常任理事、齋藤(前橋)区域長、青木理事、井上社員
	27	木	前橋地方法務局 登記所備付地図作成作業(前橋)請負契約の入札参加に係る書面等提出 PM3:00～ 法務局会計課 藤生用度係長(法務局)、城事務局長

公開講座

第1部 [13:40 ~ 15:15]

* 演題「管理放棄不動産と市民生活」

講演：公益財団法人 東京財団

研究員兼政策プロデューサー 吉原祥子様

* トークセッション

第2部 [15:30 ~ 16:30]

* 演題「県土の有効活用に向けて」～ 行政の取り組み ～

① 空家等対策の推進における特別措置法とは

群馬県県土整備部住宅政策課

② 耕作放棄地の現状及び発生防止と解消対策について

群馬県農政部農政課構造政策室

③ 森林地域における土地問題（管理放棄や土地境界など）の現状と対策について

群馬県環境森林部林政課

去る6月26日（金）に前橋市『J A ビル』大ホールにて、上記のとおり公開講座を実施いたしました。

平成26年11月、「空家等対策の推進に関する特別措置法（通称：空き家対策特別措置法）」が成立し、平成27年5月の施行により、日常業務にとって関心の深い演題でありました。

当日、会場は入場できないくらい多数の参加者となり、お陰様でいくらかお役に立てられたかなと思いました。

なぜ、誰も管理していない土地や建物が増えているのか、代表的なものとして、

1 実家を相続したが、高齢のため体力的に空き家管理ができない。

2 遠方に住んでおり、頻繁に管理をするのが不可能。

3 建物は利用予定がないが、固定資産税が上がってしまうので壊せない。

4 相続人で揉めており、誰が家を相続するか決まっていない。

他にも原因がありますが、特に4つが挙げられます。

また、空き家対策条例の目的を分類してみると、景観や生活環境の保護（防犯、防災）などの安全面の確保の2つの大きなテーマになっています。

空き家としての私有財産である個人の住宅解体に公費が支出されることに疑問を抱く人も少なくないだろう。その時期、土地家屋調査士の専門分野である土地境界確認業務も公費により実施すれば、さぞ土地所有者も納得してもらえそうな気がいたします。法律が施行されたばかりであり、今後、地方自治体や国の取り組みを会員全員が見守って、そして、より一層土地家屋調査士業務の発展につながることを希望いたします。

関係スタッフの皆様、大変お世話になりました。

〔記：岡本業務部長〕



高崎地区 法14条地図作成作業 一筆地立会作業を終えて

高崎区域長 須藤 英昭

平成27年度の法第14条地図作成作業は、高崎市台町・住吉町・請地町・末広町地区で行われております。現地立会作業は5月末からの官公庁との立会から8月初旬の一筆地立会完了までの間、2ヵ月余りに渡って行われ、高崎支部並びに他支部からの御協力を得て、無事に作業を終えることができました。

今般の地図作成作業につきましては、例年どおり3班体制・総勢68名で行われましたが、従前とは異なり、事前に現況測量を行い、その結果に基づいた立会作業となりました。また地権者への説明も各班長もしくは会員が行うこととなり、例年より作業比重が増すこととなりました。そのような状況でも、会員の皆様は無駄なく作業をこなして下さいました。暑中(もしくは雨中)の作業にもかかわらず、事故もなく終えることができたのは、会員皆様のスキルの高さはもとより、この法14条地図作成作業に対する真摯な姿勢の賜物であると確信しております。ここに改めて感謝の意を表したいと思います。



2015.3.9 14条説明会

同地区の法14条地図作成作業はなお継続中であります。納品に至るまで、協会といたしましては全力でサポートしていく所存でありますので、これからも皆様のご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



2015.8.14 雨天立会い



8:30 朝礼

台町等法 1 4 条地図作成作業の班長を務めて

高崎支部 大辻 賢治

平成27年夏、今年の夏も猛暑となりました。梅雨が明けると35度を超える猛暑の日々が続きました。14条地図作成の一筆地立会は、毎回暑い夏に行われているという事です。

私は、今年の4月に土地家屋調査士として開業しました。補助者経験を経ての開業のため、14条地図作成の作業内容について承知していましたが、参加した事はありませんでした。

そんな初めて参加する私に班長を務まるか不安の中、6月末から8月にかけて6週間に及ぶ一筆地立会が始まりました。

立会当日は、法務局職員の方の地権者への挨拶、立会人の確認に続き、調査士による筆界予定点の説明という流れで進みました。

今回は、前回までの現地での境界確認作業と異なり、事前測量に基づきあらかじめ筆界予定点に仮表示をして頂き、地権者には仮表示点の案内と根拠説明をし、異議がないかと言う確認方法となりました。この方法は、筆界についてよくわからない、認識がない方には有意義な方法であったと一緒した先輩調査士も感想を述べていました。また、結果として決定率も高かったようです。

私は、開業間もないということもあり、地権者への筆界の説明については、毎回副班長さんをお願いし、全体を把握する事に努めさせて頂きました。各副班長さんの筆界未定地をなるべく出さないような丁寧な説明は見事でありました。筆界確認に続き、杭入れ作業、杭の写真撮影は、各調査士さんの経験と技で次から次へと埋設していきました。連日の猛暑、また大雨の日もあり、毎日大変な作業となり頭の下がる思いでした。立会作業が終わると、私は現場事務所に帰り、



打合せ

一緒に立会って頂いた法務局の職員の方とその日の整理作業及び翌日の資料準備、杭等の用意と結構遅くまで仕事は続けました。自分の仕事との両立もあり、肉体的にも精神的にもきつい6週間の作業でした。

しかしながら、今回の法務局の地図作成作業に携われた事は、私が土地家屋調査士として仕事をしていく上で大変勉強になり、筆界について、杭の重要性について改めて考えさせられた貴重な経験ができた毎日となりました。朝礼でいきなりその日の地権者への筆界説明を依頼し、快く引き受けて下さった副班長の皆さん、不慣れな私をサポートし、一緒に作業して下さいった調査士の先輩方には大変感謝しております。ありがとうございました。

9月に入り、猛暑も終わりようやく過ごしやすくなりましたが、欠席者立会、再立会とまだまだ地図作成作業は続いています。今後もできる限り協力したいと考えております。

地図作成作業に参加して一考

高崎区域社員 吉井 丈敏

猛暑の中、高崎市台町、住吉町、請地町、未広町地区の法14条地図作成作業 一筆地立会作業に3日間参加させて頂きました。御蔭さまで、雨にも降られず、暑さとの闘いだけで済みました。雨の中作業をされた方々は、大変だったと思います。

高崎での当該作業は、豊岡地区から始まり5回目の作業となります。今回の作業の一番の変更点は、従来行われていた立会当日での筆界点の確認ではなく、事前に復元作業を行っての立会確認であったため、スムーズに作業がすすんだのではないかと思います。また、復元作業も、広範囲で行われたため、信憑性及び納得性に富んでいると考えられます。

班長さんも4回目ということで、隣接者への対応及び説明の仕方も慣れたもので、私たち調査士よりも説得力があるように思われ、此方も勉強になりました。まだまだ作業は続きますが、無事に終了が迎えられるよう祈念いたします。

高崎市内の他の町内(相生町など)でも、現況と公図が大きく異なり境界確定や地図訂正ができないことがあります。そんなときは、依頼者に申し訳ない気持ちでいっぱいになります。

法14条地図作成作業は、当初は調査士の首を絞めるものだと言われたこともありました。

しかし、当地図作成作業や区画整理事業等でしか解消できない事もあります。

地図混乱地域解消のため。当地図作成作業の拡大及び継続を切に願います。



境界標設置



地権者に説明

法14条地図作成作業 一筆地立会作業に参加して

沼田区域 須田 重一

7月9日、7月23日、8月5日の三日間 台町・住吉町・請地町・末広町で行われている一筆地立会作業に参加しました。これまでも高崎・前橋と交互に行われておりますが、初めての参加です。参加にあたり、当区域の経験者に作業内容等を確認したところ、真夏の時期なので暑さ対策を万全に、立会も時間がかかるので……と、体調を崩さないよう注意し、暑さに耐え抜く過酷な作業といったイメージを抱いての参加でした。

作業開始前に貰った資料には、各筆・地権者毎に立会時間が記入されており、現況測量と公図との重ね図もあり、現況の面積も記載されています。また、現地には所どころ公図に基づいて仮の筆界点も復元されており、建物と建物の奥の狭い敷地にも測量鉤が設置されており、一筆立会の前段階で詳細な事前測量が行われています。これらの資料を基に現地で地権者に説明、確認し了解を得ながら順次進めて行きますが、思ったより順調に決まて行きます。暑さはどうにもなりません、今までの経験を生かして地図作成作業体制がしっかりと築き上げられてきていることを感じました。

6週・24日間の内、3日間の参加でしたが、現況測量や重ね図等の作成、現地復元作業等々、一筆立会作業に至るまでの事前準備作業の膨大さに、区域長をはじめとし、高崎区域社員の皆様の14条地図作成作業に対する熱意を感じます。班長は事前測量からたずさわっているとの事で、地域の方々との信頼関係も築いているようで、一筆地立会作業での説明、応対は丁寧でとても参考になります。

他区域の皆さんも是非一度参加してみてください。何よりも法14条地図を私達の手で作成している事を実感することができます。

また、今後の作業については、猛暑を避けた立会日程に変更し、人口集中地区(DID地区)の前橋、高崎だけでなく、他市町村(私は沼田なので)の市街地での作成作業も対象になれば、より一層地図に対する関心が高まると思いました。

6月28日から始まった一筆立会作業は8月6日で終了しましたが、地権者の都合により確認できなかった筆界の再確認や、確定・細部測量作業等々、まだまだ続きますが成果の納品まで、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、高崎区域の法14条地図作成作業に参加する貴重な機会を与えていただき、ありがとうございました。

登記所備付地図作成作業

9月4日、平成27・28年度登記所備付地図作成作業の入札が行われ、群馬公嘱協会が落札いたしました。

地区名 前橋市総社町総社地区
(前橋市総社町総社の一部)

面積(予定) 0.36km²

筆数(予定) 1,532筆

新設基準点数(予定) 4級基準点 219点

前橋区域社員及び会員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

